

建設工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、三重県建設工事検査規則（昭和40年11月5日三重県規則第81号）のうち、建設工事成績評定（以下「評定」という。）に関して必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、契約金額が400万円以上の建設工事とする。

ただし、次に掲げる（1）から（5）に該当する場合は、評定しないことができる。

- （1） 応急仮工事
- （2） 崩落土取り除き及び土のう設置のみの応急本工事
- （3） 災害協定等に基づき緊急に施行する必要がある工事
- （4） 共通仕様書、特記仕様書で規格値の定めのない工事
- （5） 維持業務委託契約書の条項（森林整備請負契約書の条項を含む。）に基づく業務

(評定者)

第3 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の検査を行う者（以下「検査員」という。）、監督を行う者（以下「監督員」という。）及び班長等（地域機関にあっては課長等）（以下「班長又は課長等」という。）とする。

(評定の内容)

第4 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

(評定の方法)

第5 評定は、工事成績調書（第1号様式）及び別に定める工事成績採点表（以下「工事成績調書等」という。）により、工事ごと、評定者ごとに独立して行うものとする。

(評定の時期)

第6 検査員は検査を実施したとき、監督員及び班長又は課長等は工事が完成したときに行うものとする。

(工事成績調書等の提出)

第7 監督員は、各評定者の評定完了後、速やかに当該工事の検査員に工事成績調書等を提出するものとする。

2 検査員は、前項による提出があったときは、遅滞なく工事検査総括監に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第8 工事検査総括監は、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績認定書（第2号様式）により、発注機関の長を経由し、完成認定のあった日から起算して14日以内に通知するものとする。

(評定の修正)

第9 第8の通知をした後、建設工事成績採点要領で定める評定の修正基準に該当する事象が生じたときは、発注機関の長は、速やかに工事検査総括監に報告しなければならない。

2 工事検査総括監は、前項の報告を受けて評定を修正（必要な場合は建設工事成績評定評価委員会の審議を経て修正）した場合は、遅滞なく、発注機関の長を経由し、当該工事の受注者に通知するものとする。

(工事成績調書等の送付依頼)

第10 第8又は第9による通知を受けた者は、工事検査総括監に対して、通知を受けた日から起算して14日以内に工事成績調書等送付依頼書（第3号様式）により、工事成績調書等の送付を依頼することができる。

2 工事検査総括監は、前項による工事成績調書等の送付依頼があったときは、依頼を受けた日から起算して14日以内に工事成績調書等を送付するものとする。

(工事成績調書等の説明依頼)

第11 第10第2項により工事成績調書等の送付を受けた者は、工事検査総括監に対して受けた日から起算して14日以内に工事成績調書等説明依頼書（第4号様式）により、説明を依頼することができる。

2 工事検査総括監は、前項の請求があったときは、評定を行った検査員に対して報告を求めるとともに、発注機関の長に対して評定を行った監督員及び班長又は課長の報告を求め。

3 前項の報告を求められた検査員及び発注機関の長は、速やかに工事検査総括監に対して報告するものとする。

4 工事検査総括監は、報告内容を検討するとともに、評定者から意見を聴き取ることができるものとする。

5 工事検査総括監は、第1項による工事成績調書等説明依頼書を受けた日から起算して原則として14日以内に、工事成績調書等説明書（第5号様式）により、回答するものとする。

(再評定請求)

第12 第11第5項による回答を受けた者は、三重県知事に対して、回答を受けた日から起算して14日以内に、工事成績再評定請求書（第6号様式）により、再評定を求めることができる。

(再評価)

第13 三重県知事は、第12による請求があったときは、請求のあった日から起算して原則として60日以内に、建設工事成績再評価委員の審査を経て再評価を行い、工事成績再評価説明書(第7号様式)により、回答するものとする。

2 第1項の建設工事成績再評価委員は、別に定める要領に基づき設置するものとする。

附則 この要領は、平成18年 6月 1日以降に評価するものから施行する。

附則 この要領は、平成19年 9月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成23年 6月 1日から施行する。

ただし、平成23年 5月31日以前に完成認定があった工事に係る第12(再評価請求)の規定の適用は、なお従前の例による。

附則 この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成26年 7月16日から施行する。

附則 この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成28年10月 1日から施行する。

ただし、平成28年9月30日以前に完成検査、又は出来高評価を実施した工事の規定の適用は、なお従前の例による。

附則 この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、令和 7年 7月 1日から施行する。

工事成績調書

所屬名
検査日 年 月 日

工 事 番 号
工 事 名
履 行 場 所
監 督 員
氏名

契約金額 (最終)
工 期
年 月 日 ~ 年 月 日
完 成 年 月 日
氏名

考 査 項 目 ※1
氏名
班長又は課長等
氏名
検 査 員 (出来高1)
氏名
検 査 員 (出来高2)
氏名
考 査 項 目 細 別
a b c d e 点
a a' b b' c d e 点
a a' b b' c d e 点
a a' b b' c d e 点

1. 施工体制
I. 施工体制一般
II. 配置技術者
+1.0 +0.5 0 -5.0 -10
+3.0 +1.5 0 -5.0 -10

2. 施工状況
I. 施工管理
II. 工程管理
III. 安全対策
IV. 対外関係
+4.0 +2.0 0 -5.0 -10
+4.0 +2.0 0 -5.0 -10
+5.0 +2.5 0 -5.0 -10
+2.0 +1.0 0 -2.5 -5.0

3. 出来形及び出来ばえ
I. 出来形
II. 品質
III. 出来ばえ
+4.0 +2.0 0 -2.5 -5.0
+5.0 0 -2.5 -5.0
+20.0 ~ 0

4. 工事特性
I. 創意工夫 ※2
+7.0 ~ 0

5. 創意工夫
I. 創意工夫 ※2
+7.0 ~ 0

6. 社会性等
I. 地域への貢献等
+10.0 +7.5 +5.0 +2.5 0

加減点合計 (1+2+3+4+5+6)
① 点 ② 点 ③ 点 ④ 点

評定点計
点 部分(出来高)検査があった場合: (①)×0.4+(②)×0.2+(③)×0.2+(④)×0.2 = 評定点計 ※但し、③出来高検査が2回以上の場合には平均値とする。
点 部分(出来高)検査がなかった場合: (①)×0.4+(②)×0.2+(④)×0.4 = 評定点計

7. 法令遵守等
評定点合計 ※4
点 評定点計
点 法令遵守等
点

所 見
【監督員】 (サイン) 点 評定点計 (サイン) 点
【班長又は課長等】 (サイン) 点
【検査員】 (サイン) 点

※1 各検査項目ごとの採点は、工事成績採点表によるものとし、検査員(完成)の評価に先立ち、監督員、班長又は課長等が行う。
 ※2 創意工夫は、工事特性の異なる難易度を伴わない工事において、企業の仕事やノウハウにより結果すべき便益があった場合に評価する項目である。
 ※3 6.5点 + 1.~3.の評定(加減点合計) + 4.~6.の評定(加減点合計) = 評定点
 ※4 各評定点①~④は小数第1位まで記入する。評定点合計は、四捨五入により整数とする。

施行日: 令和7年7月1日

様

三重県工事検査総括監

印

工 事 成 績 認 定 書

次の工事について、建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。
なお考査項目毎の点数内訳等を確認したいときは、この認定書を受け取った日から起算して14日以内に書面により工事成績調書等の送付を依頼することができます。

記

- | | | | | | |
|---|----------------------|---|---|-------|---|
| 1 | 工 事 番 号 | 年度 | 第 | 分 | 号 |
| 2 | 工 事 名 | | | | |
| 3 | 履 行 場 所 | (自) | | | |
| | | (至) | | | |
| 4 | 工 期 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 | |
| 5 | 完 成 検 査 年 月 日 | 年 月 日 | | | |
| 6 | 評 定 点 | 点 | | | |
| 7 | 工事成績調書等送付
依頼書の送付先 | 〒514-8570
三重県津市広明町13番地 県土整備部工事検査担当
TEL 059-224-2662
FAX 059-224-3021 | | | |
| 8 | そ の 他 | | | | |

(備考)

- 工事成績認定書については、一般の閲覧に供しますので、ご承知ください。
- 工事成績調書等の送付依頼等に関する問合せ先は上記7と同じです。なお、工事成績調書等を受け取った者は、工事検査総括監に対して、工事成績調書等の内容についての説明を依頼することができます。ただし、工事成績調書等を受け取った日から起算して14日以内に書面により依頼する必要があります。

(規格A4)

第3号様式 (第10関係)

年 月 日

宛て先
(三重県工事検査総括監宛て)

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

工 事 成 績 調 書 等 送 付 依 頼 書

年 月 日付けで通知のあった、次の工事の工事成績調書等を送付していただくよう依頼します。

記

- 1 工 事 名
- 2 履 行 場 所 (自)
(至)
- 3 工 期 年 月 日～ 年 月 日
- 4 完成検査年月日 年 月 日
- 5 評 定 点 点
- 6 発 注 機 関 名
- 7 工事成績認定書 年 月 日
を受け取った日
- 8 送付依頼の理由
- 9 担 当 者 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号

(規格A4)

施行日：令和7年7月1日

第4号様式 (第11 関係)

年 月 日

宛て先
(三重県工事検査総括監宛て)

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

工 事 成 績 調 書 等 説 明 依 頼 書

年 月 日付けで送付のあった次の工事に係る工事成績調書等について、説明を依頼します。

記

- 1 工 事 名
- 2 履 行 場 所 (自)
(至)
- 3 工 期 年 月 日～ 年 月 日
- 4 完成検査年月日 年 月 日
- 5 工事成績調書等を受け取った日 年 月 日
- 6 疑 義 事 項

考 査 項 目 ・ 細 別	内 容

(規格A4)

様

三重県工事検査総括監



工 事 成 績 調 書 等 説 明 書

年 月 日付けで説明依頼のありました次の工事について、建設工事成績評定要領に基づき回答
します。

記

- 1 工 事 名
- 2 履 行 場 所 (自)
(至)
- 3 完成検査年月日 年 月 日
- 4 疑義事項に対する回答

疑義事項（考査項目・細別、内容）	回 答

- 5 事 務 担 当 〒514-8570
三重県津市広明町13番地 県土整備部工事検査担当
TEL 059-224-2662
FAX 059-224-3021

(備考)
この説明書に疑義があるときは、この説明書を受け取った日から起算して14日以内に書面により、三重
県知事に対して、再評定を求めることができます。

(規格A4)

第6号様式（第12関係）

年 月 日

宛て先
(三重県知事宛て)

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

工 事 成 績 再 評 定 請 求 書

年 月 日付け工事成績調書等説明書により回答があった、次の工事の評定については疑義がありますので、再評定を請求します。

記

- 1 工 事 名
- 2 履 行 場 所 (自)
(至)
- 3 完成検査年月日 年 月 日
- 4 発 注 機 関 名
- 5 工事成績調書等説明書を受け取った日 年 月 日
- 6 疑 義 事 項

考査項目・細別	内 容

(規格A4)

施行日：令和7年7月1日

様

三重県知事 印

工事成績再評価説明書

年 月 日付けで再評価請求のありました次の工事について、建設工事成績評価要領に基づき再評価した結果を通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 履 行 場 所 (自)
(至)
- 3 完成検査年月日 年 月 日
- 4 疑義事項に対する回答

疑義事項 (考査項目・細別、内容)	回 答

- 5 評 定 点 点
- 6 事 務 担 当 〒514-8570

三重県津市広明町13番地 県土整備部工事検査担当
TEL 059-224-2662
FAX 059-224-3021

(規格A4)